

## 委 託 設 計 書

所 属 部 課 名		河川清流課							
部長	審議監	課長	補佐	補佐	補佐	主査	担当	設計者	審査
委 託 名 称		排水機場ポンプ点検業務委託							
委 託 場 所		松戸市栄町五丁目341番地の1他							
事 業 年 度		令和 8 年度							
委 託 価 格		円							
委 託 費 計		円							

設 計 概 要	排水機場ポンプ点検業務委託 年次点検 6施設(排水ポンプ21台)
------------------	--

## 設 計 基 本 情 報

### 諸経費情報

単価世代	2026年 1月 1日 04:東葛飾
諸経費の工種	機械設備点検・整備業務
施工地域補正	共通仮設費：市街地(DID補正) (1)-3 現場管理費：市街地(DID補正) (1)
時間的制約状況	なし
週休2日補正	なし

松 戸 市

## 本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								
		点検工		式	1			第 1 号内訳書参照
	直接委託費計							
		共通仮設費		式	1			
		共通仮設費計						
	純委託費							
		現場管理費		式	1			
	委託原価							
		一般管理費		式	1			
	委託価格							
		消費税及び地方消費税 相当額		式	1			

## 本 委 託 内 訳 書

2 頁

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託計								

## 第 1 号 内訳書 点検工

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接労務費		式	1			第 1 号単価表参照
補助材料費		式	1			
直接経費		式	1			
計						

## 第 1 号 単価表

## 直接労務費

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ポンプ等設備点検		Hr				第 2 号単価表参照
計	1式 当り					

## 第 2 号 単価表

## ポンプ等設備点検

1 Hr 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備据付工		人				点検整備工
計	1 Hr 当り					

# 共通仕様書

## 総則

- 1 本共通仕様書(以下、共通仕様書)は、松戸市(以下、当市)が発注する排水機場ポンプ点検業務委託に適用する。
- 2 共通仕様書は、国土交通省 大臣官房 技術調査課 施工企画室が公表している「機械設備点検・整備共通仕様書(案)(最新版)」による。
- 3 契約図書は相互に補完し合うものとする。但し、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、当市と受注者との協議上、決定するものとする。
  - (1) 契約書
  - (2) 特記仕様書
  - (3) 共通仕様書

## 特　記　仕　様　書

### 第1条　総　則

#### 1　目的

本業務委託は、令和8年度排水機場ポンプ点検業務委託に適用し、排水機場設備の機械・電気計装設備等の定期点検を行うことにより、各施設が安全に機能する運転環境を維持する事を目的とする。

#### 2　委託対象設備

- (1) 名　称　　排水機場ポンプ点検業務委託
- (2) 場　所　　松戸市栄町五丁目341番地の1他
- (3) 点検箇所　別紙のとおり

### 第2条　点　検

#### 1　適用範囲

本業務は排水機場6施設の排水ポンプ21台及び除塵機設備・制御盤の点検を行うものとする。点検対象設備は以下のとおり。

##### ア　主要機器・槽類・配管

- (ア) ポンプ設備等　　排水ポンプ(本体、ケーブル、ベンド、ガイドパイプ、ガイドフック、ポンプ吊上げ用チェーン、ガイドコネクタ等)、水位測定装置(フロートスイッチ、投げ込み式水位計等)、ポンプ槽、沈砂池、スクリーン、排水路等
  - (イ) 除塵設備　　除塵機、搬送設備、貯留設備等
  - (ウ) 操作制御設備　機側操作盤、遠方操作盤、手元開閉器
  - (エ) 電源設備　　受電盤、配電盤、
  - (オ) 配管設備　　主配管及び小配管、弁類、(逆止弁、仕切弁等)管継手類(エルボ、チーズ、フランジ等)等
- イ　補助機器設備　　クレーン装置(チェーンブロック)、換気扇、換気装置、照明設備

なお、施設毎のポンプ仕様等は「別紙」のとおりとする。

#### 2　作業内容

点検は、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を点検し、負荷運転により異常、損傷の有無、基準値との比較、分析を行い報告書に取りまとめ、報告する。

報告書には必ず、作業報告をまとめた所見を記載すること。

点検結果報告書に記載する測定値には必ず判定基準値を記載し、合否基準を明確にするものとする。尚、判定基準値は受注者が定めるものとし、発注者に説明を求められた際には書面にて説明するものとする。

点検結果をふまえ今後、中長期の雨水排水設備更新計画を受注者が報告書とは別に取り纏め、提案を行わなければならない。

#### (1) 点 檢

点検はいろいろな角度から行い、その機器の特性を熟知して不具合箇所の発見に努めること。

特にポンプなど通常水中に設置されているものに関しては、水中ケーブルの亀裂などで絶縁抵抗値低下が発生する可能性があるため、水中ケーブル点検を必ず実施し記録に残すものとする。

#### (2) 機器類清掃

清掃は、施設及び機器類を清掃範囲とし、各部に付着した塵埃等を除去し、稼動部に関しては動作が円滑になるように入念に行うこと。

また、制御盤内外においては塵芥等除去のために清掃作業を実施すること。

#### (3) 試験調整

試験調整は、機器が最良の状態になるように、それぞれの特性、性能に応じた調整を行うこと。

#### (4) 分解組立

分解組立は機器に応じた適正な工具を使用し、正しい手順で行うこと。

#### (5) 給油・塗装等

給油、グリスアップは古いオイル、グリス等を除去し、清掃後指定の油脂を適量注入すること。

また、必要に応じて、補修塗装を行うものとする。その際、塗料に関して現場に適した塗料を使用すること。

#### (6) 増 締

増締めは、規定の締め込み圧で行い、完了した箇所はマジック等でマーキングすること。

#### (7) 計 測

計測は、校正計測機器を使用し計測すること。

#### (8) 記 録

記録は、計測・不具合・希望事項等について行い、調整等で変化が生じるときは、その作業開始と終了後のデータを記入すること。

また、警報設定器の設定値についても記録し、発注者と協議し必要に応じて変更するものとする。

(9) 動作試験

動作試験は、一部を除き、手動・自動、連動・単独、現場・電気室・中央のそれぞれの運転環境にて試験を行うものとする。

(10) 不具合箇所

不具合箇所を発見したときは、直ちに発注者に連絡すること。

(11) その他

この仕様書に記載されていない細部の事項についても、受注者は誠意をもつて業務を行うこと。

# 雨天時における安全に関する特記仕様書

## 1 適用

- (1) 本特記仕様書は河川及び準用河川、水路、暗渠、雨水貯留池、ポンプピットの中（以下「河川等」という）で作業を行う工事等に適用する。
- (2) 「工事等」とは、工事以外の点検、清掃、除草等を含め、河川等で行う作業全般を総称したものである。

## 2 目的

集中豪雨等による急激な水位上昇の危険性を考慮し、河川等における工事等を実施する場合の安全確保について万全を期することを目的とする。

## 3 雨天時の作業中止等の検討

請負人（受託者）は、以下の標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定すること。

- (1) 当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報若しくは警報が発表された場合。
- (2) 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。

## 4 気象情報等の取得体制の強化と作業中止判断への活用

気象警報、注意報のみならず、降雨状況等のリアルタイムの情報について、現場においても速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業中止の判断に活用すること。

情報源については適宜確保すること。

## 5 作業員の退避行動等についての事前確認の徹底

集中豪雨が発生した際の作業員への情報連絡体制、退避行動等について、事前に十分確認すること。

## 6 安全管理計画の施工計画書等への明記

作成する施工計画書等において、以下の内容を安全管理計画として明記し、発注者（委託者）の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。

ただし、発注者（委託者）が必要ないと認めたときは省略又は一部省略することができる。

### (1) 現場特性等の事前把握

工事等の着手前には、当該作業箇所に係る作業内容や現場特性をあらかじめ十分に把握する。

### (2) 工事等の中止基準・再開基準の設定

ア 標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定する。

退避時間が長い、退避条件が厳しい、急激な増水が予想される、気象情報が入手しにくい、夜間工事等で天候の状態がわかりにくく等の特性がある場合は中止基準を強化する検討を行う。

イ 工事等の開始後は、中止基準を補完する情報も活用し、的確な中止基準を設定する。

気象情報、気象情報の変化、増水の予兆（水位・水勢の変化、濁水等）。

ウ 工事等を再開する際の基準も設定する。

### (3) 迅速に退避するための対応

工事等に着手する前には、作業員が安全かつ迅速に退避できるように、あらかじめ退避時の対応方策について、以下の点について具体的な内容を定めておく。

ア 退避手順の設定

事前に作業員が退避するルート、退避時の情報伝達方法等の退避手順を定めておく。

イ 安全器具の設置

現場特性に応じて安全器具等を設置する。

ウ 情報収集と伝達方法

適宜、気象等の情報収集を行い、状況を作業員全員に伝達し、危険性の早期発見・危機回避に努める。

エ 資器材の取り扱い

資器材については、必要に応じて流出防止策を講じておくとともに、作業員が退避する場合には、退避に支障がある資器材を存置し、作業員の退避を最優先する。

### (4) 日々の安全管理の徹底

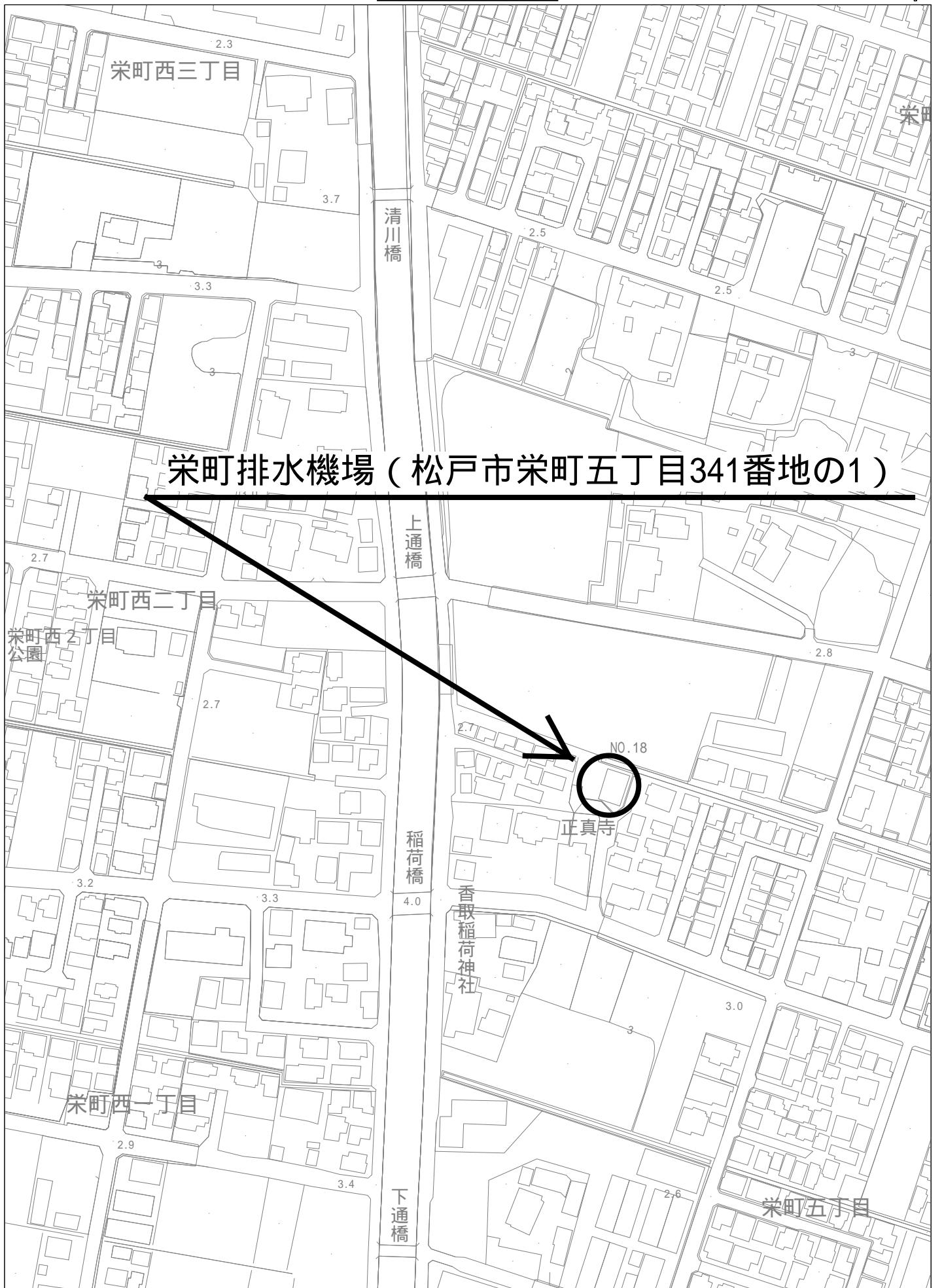
工事等の開始前には、退避時の対応方策の内容等について作業関係者全員に周知徹底を図る。

「別紙」

	名 称	型式	台数	口径 (mm)	吐出量 m <sup>3</sup> /s	電圧V/出力kW	設置 (整備) 年度	備考
1	栄町排水機場	水中	1	500	0.5	200/30	S62 (H25)	除塵機2台
2		水中	1	800	1.6	200/75	S62 (R4)	
3		水中	1	800	1.6	200/75	H6 (R5)	
4	栄町西排水機場	水中	1	100	0.025	200/3.7	H24	除塵機2台
5		水中	1	250	0.1	200/7.5	S61 (R4)	
6		水中	1	600	0.781	200/37	S61 (H16)	
7		水中	1	600	0.781	200/37	H7 (R4)	
8	中堀排水機場	コラム型	1	1,000	1.93	400/75	S52 (R2)	除塵機2台
9		コラム型	1	600	0.8	400/37	S63 (H28)	
10		水中	1	200	0.08	200/22	S52 (H30)	
11	馬橋排水機場	水中	1	600	0.6	400/30	S59 (R4)	除塵機2台
12		水中	1	800	1.5	400/80	S59 (H24)	
13		水中	1	800	1.5	400/80	S62 (R3)	
14		水中	1	800	1.5	400/80	H4 (R4)	
15	矢切新田堀排水機場	水中	1	700	0.9	200/37	H10 (R5)	除塵機2台
16		水中	1	700	0.9	200/37	H10 (R5)	
17		水中	1	150	0.025	200/5.5	H23 (H28)	
18	三軒屋排水機場	水中	1	400	0.33	200/22	H9 (H26)	除塵機1台
19		水中	1	400	0.33	200/22	H9 (H26)	
20		横軸軸流	1	500	0.5	200/15	H28	
21		横軸軸流	1	500	0.5	200/15	H28	

# 案内図

Matsudo - Sewage Works Infomation System



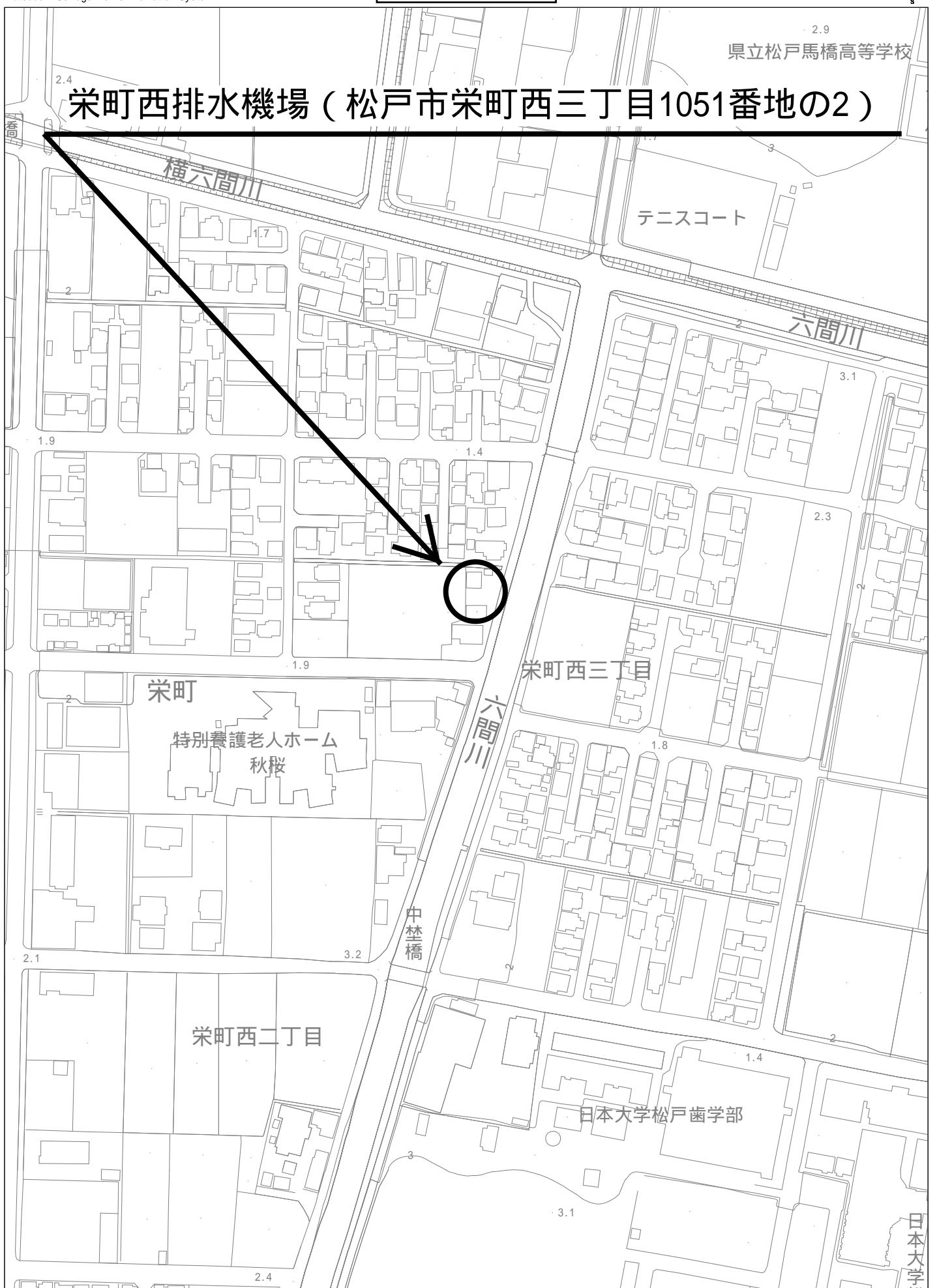
# 案内図

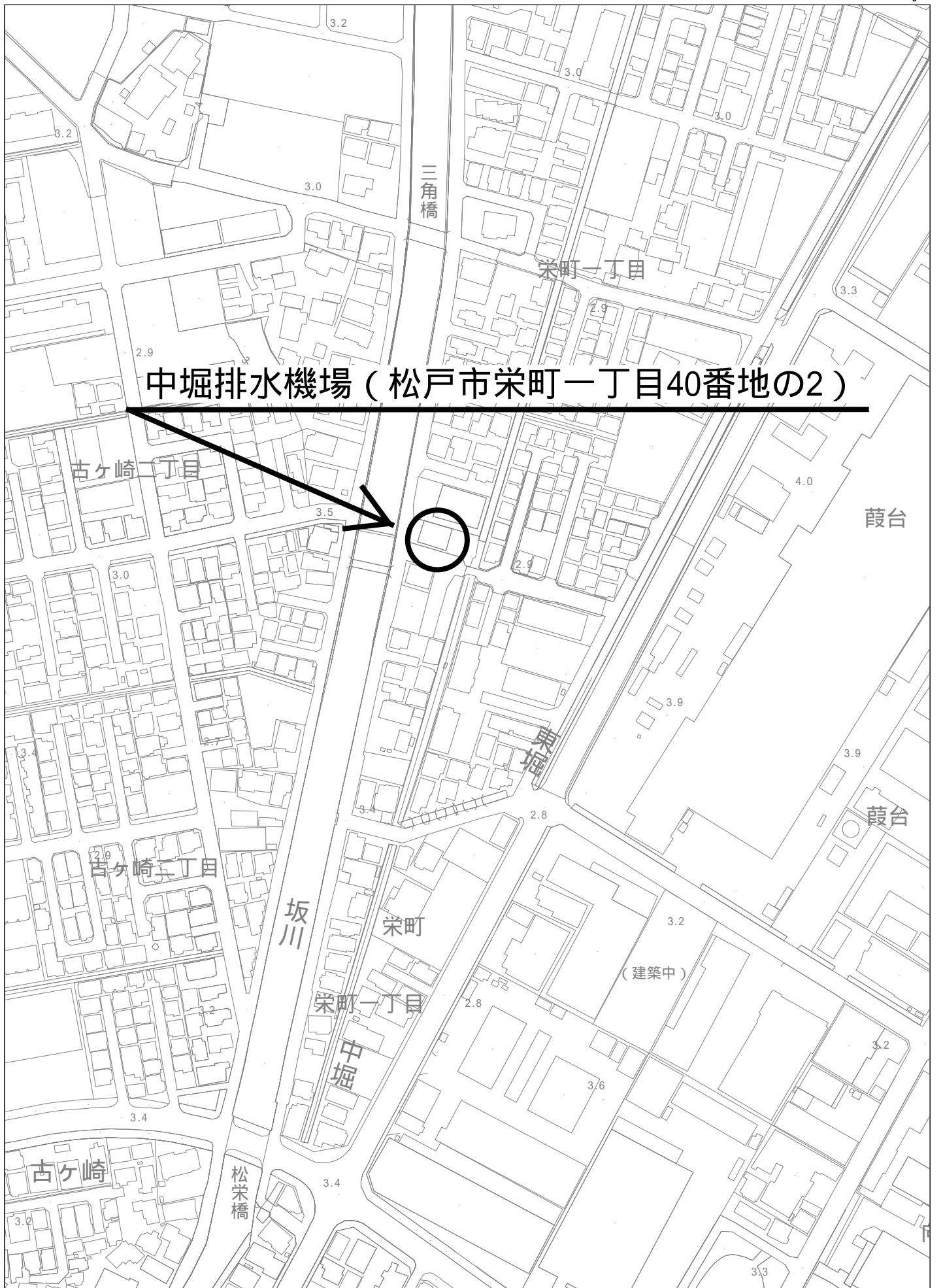
Matsudo - Sewage Works Infomation System



県立松戸馬橋高等学校

栄町西排水機場（松戸市栄町西三丁目1051番地の2）







## 馬橋排水機場（松戸市馬橋四丁目229番地）





